

監査結果に基づく措置通知

令和2年度定期監査・行政監査
(令和7年度報告分)

さぬき市監査委員

令和2年度定期監査・行政監査結果

指摘又は意見等

監査年度	令和 2 年度	結果No.	5					
監査結果の区分	指摘事項	対象組織	市民部生活環境課					
指摘・意見等の項目	団体運営補助金の間接補助について							
指摘・意見等の内容	<p>団体運営補助については、「さぬき市補助金見直し基準」（令和元年10月23日改訂）において、「団体運営補助で、当該年度補助金決定額の5割を超える前年度繰越金を生じている場合には、その超える額を補助金から減ずるものとする。」と規定されており、補助団体から間接補助として下部団体へ支出が確認される場合においても、この規定が適用されると考える。</p> <p>それを踏まえ、間接補助の支出元として、さぬき市連合自治会については、以前から指摘を行ってきたところである。</p>							
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>担当主管課</th> <th>補助団体</th> <th>報告内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>生活環境課</td> <td>さぬき市連合自治会</td> <td>支会に繰越しがある場合には、その目的を明らかにし、計画的な使い方について検討を求めていく。</td> </tr> </tbody> </table>	担当主管課	補助団体	報告内容	生活環境課	さぬき市連合自治会	支会に繰越しがある場合には、その目的を明らかにし、計画的な使い方について検討を求めていく。	<p>今後、下部団体については、「さぬき市補助金見直し基準」の規定に鑑み、補助金の減額について、数年を目途に再検討を求める。</p> <p>また、補助金額についても、下部団体の収支状態の把握、補助金の使途の明確化を行い、補助金額の決定を求めるものである。</p>
担当主管課	補助団体	報告内容						
生活環境課	さぬき市連合自治会	支会に繰越しがある場合には、その目的を明らかにし、計画的な使い方について検討を求めていく。						

指摘又は意見等に対する措置状況等

所属課等 (対象組織)	市民部生活環境課
措置内容等	<p>さぬき市連合自治会役員会への補助金については、「さぬき市補助金見直し基準」に対する具体的な説明や意見交換が少なかったことから、令和7年2月に開催された役員会において補助金（助成金）に対する基準や各支会の状況などを提示し、繰越金の在り方について議論した。</p> <p>これにあわせ、令和6年度の実績報告から、繰越金の使途及び使用時期・金額を記載した書類の提出を必須としており、実績報告に併せて書類に記載された内容が履行されない場合は、助成金の減額若しくは不交付となることを周知した。</p> <p>また、繰越金の使途によっては、数年後となることも想定されることから、次年度以降も補助金（助成金）の適正な取扱いについて継続的に周知・指導することを決定した。</p>